

サーモンの名称を募集します！！

名称を募集するサーモン

別紙1のような特徴を有するサーモンです。

応募資格

どなたでも自由にご応募ください。

応募規定

- 多くの人に親しみのある覚えやすい名称をお考えください。
- お一人様、何点でもご応募できます。
- 名前には「ひらがな」、「カタカナ」、「漢字」、「数字（アラビア数字、ローマ数字）」、「アルファベット」のいずれも使用可（組み合わせも可）。
- 文字数制限は20文字以内とします。

応募期間

令和元年11月1日（金）
～令和元年11月30日（土）
（※当日消印有効）

応募方法

- 官製はがき、FAX又はメールで、下記必要事項をご記入の上、ご応募ください。
 - (1) サーモンの名称
 - (2) 名称の読み方
(ひらがなで、漢字にはふりがなも)
 - (3) 名称の由来
 - (4) 住所
 - (5) 氏名
 - (6) 性別
 - (7) 年齢
 - (8) 職業
 - (9) 電話番号

応募先

- 官製はがきの場合
〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
青森県水産振興課栽培・資源管理グループ
- FAXの場合
017-734-8166
- メールの場合
sshinko@pref.aomori.lg.jp
※件名に「サーモン名称」と記載してください。

結果発表

- 採用する名称については、厳正なる審査のもとに決定し、令和2年3月頃を目処に青森県水産振興課ホームページ等にて公表する予定です。
- 応募した名称が採用された方のみ、当課から直接連絡させていただきます。
- 応募した名称が採用された方全員に、名付けた「サーモン」を1尾プレゼント。

応募名称の取り扱い

- 応募された名称に修正を加える場合があります。
- 採用させていただいた名称の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、商標権等知的財産権及びその他一切の権利は、青森県に帰属するものとします。
- 応募者は応募作品に対し、著作権人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- 応募者は青森県が応募された名称に関する商標及び意匠の出願及び登録を行うことを認めることとします。
- 以下にあてはまる名称は、審査対象外とさせていただきます。また、審査後に審査対象外となる事由が認められた場合、採用を取り消させていただきます。
 - (1) 青森県またはその他の第三者の所有権、著作権を含む知的財産権、名誉、信用、プライバシー等の権利を侵害するもの。
 - (2) わいせつ・残虐・差別に相当するもの、その他第三者に不快感を与えるもの。
 - (3) 公序良俗に反するもの。
 - (4) 名称を公開することが適切でないと青森県が判断するもの。
 - (5) 既に商品化されているもの、商品化の予定があるもの、他の募集等に応募済みもしくは採用済みのもの。
 - (6) その他、青森県が適当でないと判断したもの。
- 応募の際にご記入いただいた個人情報厳正に管理・保管し、名称採用の通知や賞品の発送の目的以外では使用しません。（名称採用の通知及びプレゼント発送の完了後に全て破棄します。）

お問い合わせ先

青森県 農林水産部 水産局 水産振興課
栽培・資源管理グループ
TEL：017-734-9594
FAX：017-734-8166